

## 財務書類 注記

(全体財務書類、連結財務書類にのみ該当する内容は注記 3、4に記載)

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ② 無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

#### (2) 出資金

##### ① 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

##### ② 市場価格のないもの・・・出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産 (リース資産を除きます。)・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 15 年～75 年

物品 3 年～18 年

##### ② 無形固定資産 (リース資産を除きます。)・・・定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間 (5 年) に基づく定額法によっています。)

##### ③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率等により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当の支給見込額等のうち、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額(12月から3月までの4か月分)を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4に規定する歳計現金及び歳入歳出外現金を範囲としています。なお、上記には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すことになると認められる部分については固定資産として計上しています。

なお、判断が困難なものについては、取得に要した経費が60万円未満であるものを、修繕費として処理しています。

## 2 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

#### ① 一般会計等財務書類の対象範囲

一般会計

#### ② 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

#### ③ 財務書類の表示単位

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

#### ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	9.4	-

#### ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 1,128 千円

#### ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 2,002,224 千円

### (2) 貸借対照表に係る事項

#### ① 売却可能資産の範囲と金額

- ・範囲：次年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
- ・金額：なし

#### ② 減債基金に係る積立不足額

該当なし

#### ③ 基金借入金（繰替運用）

該当なし

#### ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

28,542,269 千円

#### ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素

標準財政規模 17,856,288 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 3,692,773 千円

将来負担額 41,283,126 千円

充当可能基金額 16,167,437 千円

特定財源見込額 720,915 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 28,542,269 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

単位:千円		
収入総額	+	37,313,245
地方債発行額	△	3,755,700
財政調整基金等取崩額	△	1,000,000
支出総額	△	34,352,349
地方債元利償還金	+	4,341,668
財政調整基金等積立額	+	186,704
基礎的財政収支		2,733,568

② 既存の決算情報との関連性

単位:千円		
	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	37,534,059	34,397,461
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	0	0
資金収支計算書	38,534,059	35,397,461
	-1,000,000	-1,000,000
剰余金処分額	1,000,000	1,000,000

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書	単位:千円
業務活動収支	2,916,359
投資活動収入の国県等補助金収入	350,477
減価償却費	4,321,278
賞与等引当金繰入額	333,422
退職手当引当金繰入額	941,133
徴収不能引当金繰入額	0
資産除売却益(損)	16,343
未収債権、未払債務等の増加(減少)	△ 9,943,298
純資産変動計算書の本年度差額	△ 1,064,286

④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 2,500,000 千円

### 3 全体財務書類に関する注記

全体財務書類の対象範囲

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
介護保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
水道事業会計	地方公営事業会計	全部連結	-
病院事業会計	地方公営事業会計	全部連結	-
下水道事業会計	地方公営事業会計	全部連結	-
農業集落排水事業会計	地方公営事業会計	全部連結	-

連結の方法について、地方公営事業会計はすべて全体連結の対象としています。

### 4 連結財務書類に関する注記

(1) 連結財務書類の対象範囲

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
介護保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
水道事業会計	地方公営事業会計	全部連結	-
病院事業会計	地方公営事業会計	全部連結	-
下水道事業会計	地方公営事業会計	全部連結	-
農業集落排水事業会計	地方公営事業会計	全部連結	-
山鹿植木広域行政事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	53.06%
熊本県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	3.29%
熊本縣市町村総合事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	
消防団員公務災害補償等事業			8.33%
非常勤職員公務災害補償事業			5.34%
交通災害共済事業			10.30%
自治会館管理事業			2.50%
一般財団法人 山鹿市地域振興公社	第三セクター等	全部連結	-
株式会社 小栗郷	第三セクター等	全部連結	-
株式会社 鹿本町振興公社	第三セクター等	全部連結	-

連結の方法は次のとおりです。

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ② 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体は、全部連結の対象としてい

ます。

- ③ 消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。